

あそびと著作権

佐藤幸人

膨大な貿易黒字を連年記録する台湾は、アメリカの圧力によつて知的
所有権の保護を厳しくすることを約束させられた。その一環として著
作権法を改正し、一九九二年六月から実施した。

著作権保護が強まるごと、台湾の人がいかにそれを無視することで気ままに娯楽を享受してき
たか、つまり海賊版を楽しんできたかが明らかになつた。言い替えれば、保護強化とともに台
湾の娯楽の姿が変わりつつあるのである。

はじめに歌。台湾のカラオケ人気は、いまや日本をしのぐかの勢いがあ
る。特に、台湾版カラオケ・ボックス、KTVが人気の中心だ。カラオ

ケ・ボックスといつても、日本のそれよりはかなり華美になつてゐる。

KTVはおそらく台湾独自に生まれた。¹父は日本から伝わったカラオケ、母はそれ以前に流行っていた個室ビデオMTVである。²いまや老若男女を問わず、台湾最大の娯楽になつていて³いる。KTVと著作権 ところが、KTVで使われるビデオあるいはLDの著作権関係は、必ずしも明瞭ではなかつたようである。そこで著作権法の改正を機に、中華民国

影視製作協会（以下、協会）は一九九二年末著作権の使用料の支払をKTV業者に要求してきた。要求の支払基準は、一部屋につき営業時間一時間当たり一〇元というものだった。通常四・五人の部屋の料金は、一時間三〇〇～五〇〇元である。

これに対しKTV業界は、使用料はソフト購入時の価格にすでに含まれているとして支払を拒否した。協会の法的資格についての法廷闘争、および支払を要求するソフト業者に対する返品、取引停止も辞さないという強い態度を示した。また、最大手・你歌公司をはじめ少なからぬソフト業者は、改めて支払を要求しないことを宣言した。⁴また、一部のソフト業者は協会の要求額よりはるかに低い金額でKTV業者と妥結した。

一応の決着は、一九九三年四月についていた。KTV業者は中華民国著作権人協会（以下、著協）を著作権者の代理と認め、一部屋一年につき五五〇〇元を支払うことになった。先の協会の要求水準からは格段に低くなつた。ただし、著協は必ずしもすべての著作権所有者を網羅しており、しかもそのなかには別の団体に属している人もいるという。それら団体と著協の間で今

後、紛争がおきないか懸念されている。

このような混乱は、台湾にとつて著作権がいかに不慣れなものであるかを示している。警察もKTVの取締りに当たつてゐるが、必ずしも警官が著作権を理解していないため、KTV業者からは不満の声⁽⁵⁾があがつてゐる。警察も著作権法等の法規が内部で必ずしも浸透していないことを認めてゐる。

KTVには台湾の歌ばかりではなく、英語や日本語の歌も豊富にあつた。しかし、著作権法改正の影響で英語の歌は一時まったくなくなつたそうだ。日本語の歌も、具体的な経緯は不明だが、一九九三年九月に台湾に行つた時の印象では、かなり減つた、あるいは少なくとも新しい歌は入りにくくなつたようである。日本と台湾の間にはまだ何ら著作権に関する取決めはないのだが、取締り強化の一環で対象となつたのだろうか。日本人としては少々残念なことだが。

海賊版テープ の行方は？

音楽に関しては、海賊版のテープについても一言述べておかなくてはなるまい。台湾のテープ売り場に行くと、日本の音楽の海賊版テープがずらつと並んでいる。値段は七〇~九〇元と安い。

海賊版テープのなかでも傑作は、毎年一月末頃に発売される、日本の前年のオリコン・ベスト・ヒット二〇曲が、音楽会社に関係なく一本に編集されたテープである。一九九三年九月の様子では、日本語のテープに関しては、まださほど厳しく取り締られていなかつた。九四年の

ベスト・ヒット二〇のテープははたして出るだろうか。

子供に浸透する 台湾でも子供の娯楽の王様は、マンガとゲームだ。筆者が台湾にいた一九〇二年のゲーム・センターでは日本と同様、「ストリート・ファイターII」が流行っていた。

マンガならば『七龍珠』（ドラゴン・ボール）、『城市獵人』（シティ・ハンター）といえば、たいていの子供は知っている。最近では読者層が広がったのか、青年マンガの翻訳も目につくようになった。『東京ラブ・ストーリー』など柴門ふみの一連の作品や、『沈黙の艦隊』が歓迎されているようである。

海賊版マンガのチャンピオン『少年快報』 かつて日本マンガのほとんどは海賊版だった。過去形で言つたのは、著作権法改正後、マンガの海賊版は急速に姿を消しつつあるからである。海賊版時代のトップを走っていたのが、東立出版社の『少年快報』だ。これはお買い得であった。日本の少年誌四誌から人気マンガを選びすぐつて再編集してあるからだ。つまり、『少年ジャンプ』の「ドラゴン・ボール」、「少年サンデー」の「らんま1/2」、「少年マガジン」の「コータローがまかりとおる」、「少年チャンピオン」の「魔界学園」が一誌で読めるのである。個人的には、「ジョジョの大冒険」が収録されていなかつたのが不満ではあったが。

そして速かった。日本から台湾に来た友人が『少年ジャンプ』の最新号を持つてきてくれたことがあつたが、みると『少年快報』の最新号と同じマンガが出ていた。つまり、日本と同時に発売されていたのである。しかも、『少年快報』は時には繰り上げて金曜日に発売されたから、日本よりも一足早く読めることもあった。

翻訳や印刷も比較的、良質だった『少年快報』は、子供から大学生まで人気を博していた。東立出版社は他に『少年特刊』、『少女漫畫』等、最終的に十一誌を発行し、海賊版マンガ市場の王者となつた。しかし、著作権法の改正に伴い、『少年快報』第一三四号をもつて停刊した。停刊の辞は次のようになつている。

「政府が一九九二年六月十二日より実施する「新著作権法修正案」という政策に響應し、同時に（台湾の）マンガ新時代の来臨を迎えるため、わたしたちは最も実際的な行動を用いる。すなわち、あらゆる日本マンガ翻訳誌シリーズを停刊し、合法的に版権を得て、改めて（シリーズを）整頓し直し再出発する。」（以下、略。出所は『少年快報』第一三四号、巻頭。カッコ内は筆者が加えた。）

すでに述べたように、日本と台湾の著作権関係はいまだ未確定であり、
ポスト海賊版の時代

すでに述べたように、日本と台湾の著作権関係はいまだ未確定であり、
東立出版社の対応は、やや先を行きすぎているような感があった。

停刊後、東立出版社は台湾のマンガ家のマンガを収録した『龍少年』と『星少女』を刊行、

一九九二年秋には講談社から版権を得て『少年マガジン』の中国語版として『新少年快報』を発行、集英社からは『少年ジャンプ』の一部について版権を得て『宝島少年』を発行した。『少年ジャンプ』の残りは大然文化事業社の『熱門少年TOP』に掲載されている。結局、東立出版社は依然として、台湾のマンガ市場の王者の位置を維持している。

東立出版社の戦略的な意図がどこにあつたのかは不明だが、結果として台湾のマンガ家にマーケットを提供することになった。『龍少年』や『星少女』等の台湾マンガ誌のほか、『少年ジャンプ』のマンガは『宝島少年』等に分載されることになったので、それぞれ台湾のマンガも入れている。とりあえずは多くは増量剤の意味合いが強いかもしれない。しかし、台湾にはすでに、日本でも高く評価されている『東周英雄伝』の鄭問のような優れたマンガ家も現れていいるので、このようなチャンスから、質の高い台湾オリジナルのマンガが続々と出てくるかもしれない。

番組豊富な第四テレビ かつて台湾のテレビは退屈なものだった。三局しかなく、しかもいずれも政府＝国民党と浅からぬつながりをもつていた。

しかし、選択の幅の広さという意味では、台湾はいまや日本をはるかに凌ぐ。ケーブル・テレビが急速に普及したからだ。契約料次第で三〇や四〇の番組が選択可能だ。しかも安い。友人の場合、三六チャンネルで月約二〇〇〇円にしかならない。台湾では元来の三テレビ局に対

して、ケーブル・テレビを第四テレビという。

この第四テレビ、一九九三年まで違法であり、流されている番組は著作権を無視したもののが多かつた。映画はもちろん、中国語の字幕をつけた日本の番組も少なくなかった。志村けんのバラエティーは人気が高いらしく、専用のチャンネルがあった。トレンディー・ドラマも、さすがに同時にとはいえないものの、日本より少し遅れて台湾で見ることが可能だ。

**三局の独占が破
られる突破口と
なった衛星放送**

そもそもその始まりは衛星放送だった。NHKが衛星放送を始めたとき、既存の三局に飽き足りない台湾の人たちはアンテナを買って衛星放送を見るようになった。もちろん、NHKに受信料は払っていない。もつとも台湾側から言わせれば、文化侵略ともいえるのでお互い様である。

実際、政府は当初禁止の意向をもっていたが、あまりに普及してしまい取締りができなくなってしまった。結局、一九八八年十一月には家庭用の小型アンテナが、九二年八月には中型、大型のアンテナも認められることになった。

しかし、衛星放送は家庭で使う小型のアンテナでは受信することが難しくなってしまった。そこで、従来のNHKの衛星放送はもちろん、WOWOWや香港の衛星放送スター・テレビまで含んだ第四テレビが、代わって急速に普及することになった。

ある調査では一九九二年末に衛星放送を見ていた世帯は二三%、その九五%がケーブル・テ

レビ等の非合法の手段によるものだったという。⁽⁸⁾ 同調査によると、衛星放送の視聴者の中心は十五歳から二十九歳までの若い世代、時間帯は九時から十一時の視聴率が最も高く、最もよく見られていたのはスター・テレビだという。

法制化以降の 成否や如何

第四テレビは当局にとつて、衛星放送以上に頭が痛い問題となつた。衛星放送は見る側の自由を拡大したが、第四テレビによつて放送する自由も解放されてしまつたからである。具体的にいえば、政府＝国民党は従来、プロパガンダの最大の武器であつたテレビ放送を独占できなくなつてしまつたのである。実際、野党・民主進歩党は第四テレビを使って、政府＝国民党の電波独占に挑戦した。

加えて著作権保護の問題がある。アメリカは近年、台湾における知的所有権の保護を、貿易関係上の最大の懸案としている。著作権法を改正させただけでは飽きたらず、一九九二年後半からの交渉では、保護の執行状況が不十分であるとして、アメリカは台湾に圧力をかけている。もちろん、第四テレビにおいて著作権を無視した放送が行われていることも、問題として取り上げられている。

政府は各家庭の第四テレビのケーブルをまめに切断してまわつていたが、それではとてもおいつかなくなつた。結局、法律を制定して第四テレビを合法化するとともに、規制するという方策が選択された。また、第四テレビ業界とソフト業界との交渉ももたれるようになつた。

法案は一九九三年七月十六日に国会を通過した。九四年一月現在、台北市の合法的な業者は七七である。一方、依然として非合法業者も残っているようである。

*

台湾は豊かになった。著作権をはじめ、知的所有権の保護が重視されて当然の段階に達したといえよう。

しかし、筆者にとつて台湾といえば、がさつで、ややもすれば法律すら無視しかねないたくましさというイメージが強い。そして、そこに魅力があった。著作権の保護が強化されるのは然るべき流れだが、一方で少々寂しさも感じる。

注(1) 日本のカラオケ・ボックスは一九八八年に誕生した(川崎賢一「日本の発信するポピュラーカラオケを通して考える」、『世界』一九九三年十一月号、二〇五ページ)。

(2) 台湾のKTVがいつ生まれたかは不明だが、八九年秋には一般的に普及していた。

(3) 王凌莉「包廂KTV視聴新享受」(『突破雑誌』第六二期)、一九九〇年、一五〇ページ。

(4) KTVについては、佐藤幸人「台湾—絢爛たるKTV文化」(『アジ研ニュース』第一四〇号)、一九九三年、八九ページ。

(5) 『經濟日報』一九九三年一月一日。

『經濟日報』一九九三年三月五日。

(6)

台湾のマンガを併載することは、日本の版元の集英社の意向もあつたようである(『日本経

済新聞』一九九三年十一月二十一日)。

(7)

台湾のテレビ事情については、柳本通彦「戦国時代に突入した東アジアの『テレビ王国』」(アジアプレス・インターナショナル編『アジアTV革命——国境なき衛星放送 新時代の幕開け』、三田出版会、一九九三年)、九五一一〇ページが詳しい。

(8)

『中國時報』一九九三年三月十四日。

(9)

『中國時報』一九九四年一月十三日。

(さとう ゆきひと／アジア経済研究所地域研究部)